

酪農・肉用牛生産者の方々へ

死亡牛の処理について

仕組みと県畜産協会(協会)の支援内容をお知らせします。

Q 1 牛が死亡した場合、生産者はまず何をすればよいのですか？

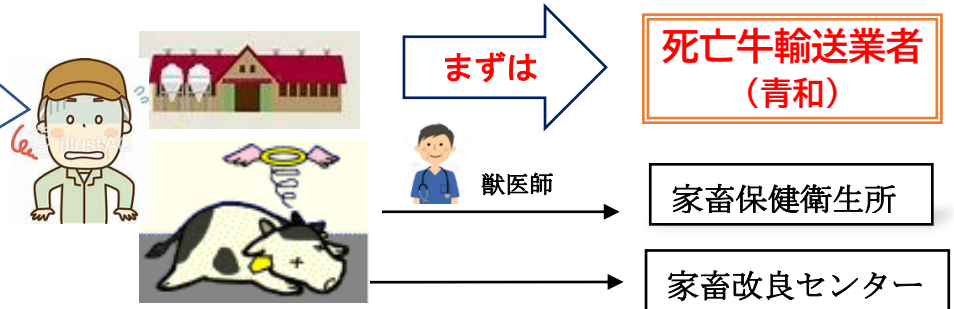
A 1 **まず第1に死体の輸送業者に連絡しましょう。**

連絡先：(有)青和 電話0176-56-4881 (七戸町字貝塚家の前11-4)

その他に、次の手続きも必要です。

- ① 管轄の家畜保健衛生所への連絡 (診療、検案した獣医師が行う場合もあります。)
- ② 家畜改良センターへの届出 (死亡牛の届出と耳標異動の届出です。電話、FAX、ネット可)

生産者の皆様には、死体引き渡し時に青和さんの案内で「死亡牛処理整理票」と「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を記入していただきます。



Q 2 輸送業者(青和)に死亡牛を引き渡した後はどうなるのですか？ (生産者として何か作業はありますか？)

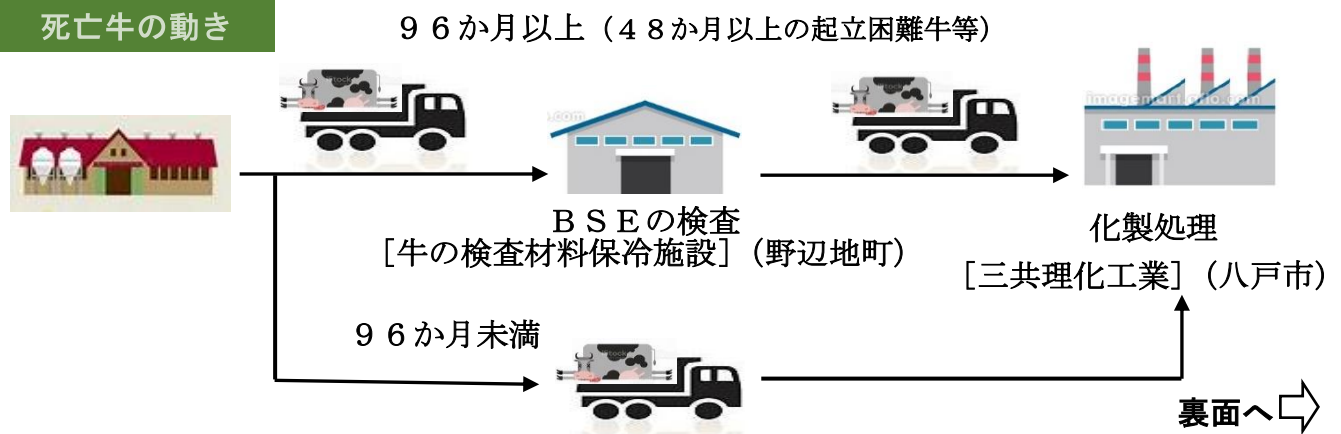
A 2 下図のとおり、牛の月齢(一般の死亡牛は96か月以上)や死亡状況(起立困難牛は48か月以上など)に応じてBSE検査が行われ、陰性確認後に三共理化工業八戸工場で化製処理されます。

なお、牛の死体は、廃棄物法上で「産業廃棄物」となります。

このため、生産者は排出業者となり、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により死体の最終処分を確認するなどの作業が義務づけられます※

(※ただし現状では、裏面のとおり協会が管理事務を代行しており、生産者の事務はありません。)

死亡牛の動き



Q3 協会は、具体的にどのような支援をしているのですか？

A3 協会では、死亡牛処理の仕組みが円滑に進むよう、以下の支援を行っています。

- ① 死亡牛のうちBSE検査対象牛について輸送費や処理費の一部を補助し、生産者の経済負担を軽減しています。
- ② また、前述のとおり、牛の死体は「産業廃棄物」なので、生産者（排出業者）が最終処分までマニフェストで管理する必要がありますが、協会はこのマニフェスト管理を代行しています。（この支援により、死亡牛引渡し後、生産者の事務はなくなります。）

(参考) ① BSE検査対象牛に対する現状の補助内容 (県内一般の場合の例 (注))

区 分		輸送費	牛の検査材料 保冷施設の 使用料	化製処理料	計 (円)
BSE検査 対象牛 (原則96か月以上)	業者料金	9,300	6,000	16,500	31,800
	(補助金)	(3,100)	(600)	(7,500)	(11,200)
	生産者 実質負担	6,200	5,400	9,000	20,600

(注) 下北地域、津軽地域、その他遠隔地の三戸町、階上町、田子町、佐井村、中泊町小泊地区、深浦町は、輸送費の割増があります。

② 協会によるマニフェスト管理事務の代行

- マニフェストは廃棄物処理法に基づき廃棄物の適正処理を確認するため作成が義務付けられた書類です。
- 排出業者はマニフェストの適正な作成や5年間の保管が法で義務づけられています。
- マニフェストは複写式の7枚綴りの帳票で構成されています。協会では生産者に成り代わって、マニフェストの各票を管理し、死亡牛運搬から最終処分までをチェックします。なお最終処分を確認した後は、輸送終了や処分終了を証する票（7枚綴り中3枚）を生産者に送付するなどして、法に基づく死亡牛の適正処理を確保しています。

